

## 保安林の種類別面積及び規制

(面積 :千ha)

区 分	機 能	国有林	民有林	合 計
水源かん養保安林	理水機能を高度に保ち、河川の流量を調節	3,272	3,084	6,356
土砂流出防備保安林	表土の浸食による土砂の流出を防止	774	1,311	2,085
土砂崩壊防備保安林	急傾斜地の崩壊を防止し家屋等を直接保護	14	35	49
飛砂防備保安林	飛砂の発生及び被害を防止	4	12	16
防風保安林	風速を緩和して被害を防止	23	33	56
水害防備保安林	洪水時の暴流や高水位による被害を防止	0	1	1
潮害防備保安林	津波または高潮の害を防止	5	8	13
干害防備保安林	かんがい用貯水池の水涸れを防止	25	39	64
防雪保安林	吹雪、吹きだまりなどの雪害を防止	-	0	0
防霧保安林	海霧の発生による被害を防止	9	50	59
なだれ防止保安林	なだれの発生、または被害を防止	5	15	19
落石防止保安林	地盤を固定して落石を防止	0	1	2
防火保安林	防火樹帯を設け森林火災等の延焼を防止	0	0	0
魚つき保安林	森林の陰影等により 魚類の生息を助ける	7	22	28
航行目標保安林	漁船等の航行目標となって航行安全を確保	1	0	1
保健保安林	空気の浄化等生活環境の保全。レクリエーションの場の提供	311	312	623
風致保安林	名所や旧跡の趣のある景色などを保存	12	15	27
合 計		4,461	4,939	9,401
(実 面 積)		4,175	4,634	8,809

資料 林野庁業務資料

注：1)平成11年3月31日現在の数値。

2)同一箇所でも2種類以上の保安林種に指定されている場合はそれぞれの保安林種に計上。

3)計の不一致は四捨五入による。

## 保安林制度

森林の有する水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公益的機能に着目し、それらの公益的機能を発揮させる必要のある森林について、農林水産大臣または都道府県知事が森林法に基づいて保安林に指定し、その指定の目的に応じて必要な措置が講じられる。

また、森林所有者等が立木竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、開墾その他の土地の形質を変更する行為などをしようとするときには、事前に都道府県知事の許可が必要。

## 保安林の伐採の方法（主要な種類について）

- ・水源かん養保安林：林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ土砂の崩壊又は流出のおそれがあると認められる森林等にあつては択伐。その他の森林は皆伐も可。
- ・土砂流出防備保安林：地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出する おそれがあると認められる森林にあつては禁伐。地盤が比較的安定している森林にあつては、皆伐も可。その他の森林は択伐。
- ・保健保安林：伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては禁伐。景観の維持が主目的の森林について主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては皆伐も可。その他の森林は択伐。

第2回生物多様性国家戦略懇談会（H13.4.10）